

## 岩倉市違反広告物簡易除却活動団体設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政が一体となって良好な地域景観の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号。以下「条例」という。）に違反している広告物（以下「違反広告物」という。）の除却を行う活動団体の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 法第7条第4項の規定による除却の対象となっている広告物をいう。
- (2) 活動団体 岩倉市内に居住し、若しくは通勤し、若しくは通学する個人又は同市内に事務所等を有する20歳以上の者で組織する団体で、その構成員の数が3人以上のものをいう。

### (活動団体の認定)

第3条 市長は、違反広告物の除却（以下「簡易除却」という。）に自主的な無償協力を申し出た活動団体で、一定範囲の地域（以下「簡易除却活動地域」という。）において、定期的な除却活動を実施することが適当であると認められる団体を違反広告物簡易除却活動団体（以下「活動団体」という。）として認定することができる。

### (認定の申請)

第4条 前条の規定による認定を受けようとする活動団体の代表者は、違反広告物簡易除却活動団体認定申請書（新規・更新）（様式第1。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 違反広告物簡易除却活動員名簿（様式第2）
- (2) 違反広告物簡易除却活動計画書（様式第3。以下「簡易除却活動計画書」という。）
- (3) 簡易除却活動地域を示す地図
- (4) 簡易除却物の一時保管場所を示す地図
- (5) その他市長が必要と認める図書

### (認定書の交付等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、活動団体として適当であると認めたときは、違反広告物簡易除却活動団体認定書（様式第4）を交付し、活動団体として適当

でないとき、その旨及びその理由を通知するものとする。

- 2 活動団体の認定期間は、2年以内とする。ただし、市長が適当と認める場合は、これを更新することができる。
- 3 活動団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、認定の更新について準用する。
- 5 活動団体が申請書及び添付書類の内容を変更するときは、違反広告物簡易除却活動団体変更届出書（様式第5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第1項の規定を準用する。
- 6 活動団体の代表者は、活動団体が解散するとき、又はその活動を中止するときは、違反広告物簡易除却活動団体廃止届出書（様式第6。以下「廃止届」という。）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
  - (1) 構成員が3人未満になったとき。
  - (2) 活動団体としてふさわしくないと認める行為があったときその他活動団体として適当でなくなったと認めるとき。

（活動員の委任）

第6条 活動団体として認定した団体の構成員は、市長の委任を受け、岩倉市違反広告物簡易除却活動員（以下「活動員」という。）として無償により違反広告物の簡易除却を行うものとする。

- 2 活動員は、市長が行う違反広告物の簡易除却に関する講習会を受講しなければならない。
- 3 委任は、活動員の身分証明書（様式第7）を交付することにより行うものとする。
- 4 委任の期間は、活動員が所属する活動団体の認定期間とする。
- 5 市長は、活動員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する委任を取り消すことができる。
  - (1) 活動員から申出があったとき。
  - (2) 活動員として適当でないと認める行為があったとき。
- 6 活動員は、活動団体が認定期間を満了したとき、その認定を取り消されたとき、又は廃止届を提出したときは、その身分を失う。
- 7 活動員が前2項の規定によりその身分を失ったときは、第3項に規定する身分証明書を返却しなければならない。

(活動員の遵守事項)

第7条 活動員は、前条に規定する権限を行使するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 必ず活動員3人以上で行うこと。
- (2) 身分証明書を携帯し、腕章等活動員であることが認識できるものを着用すること。
- (3) 関係法令及びこの要綱に従うとともに、市長の指示に従うこと。

2 活動員は、違反広告物を表示した者と争いを生じたとき等、問題が生じた場合は、現場での処理は行わず、市長に連絡しなければならない。

3 活動団体の代表者は、簡易除却を行った後、違反広告物簡易除却報告書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

4 やむを得ない事情により、簡易除却活動計画書に記載した活動日時等と異なる活動を行う場合は、活動団体の代表者を通じて事前に市長に連絡し、承認を得ること。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。